

(案)

請負代金額 金 , 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 , 円也)

第 1 条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成するものとする。

第 3 条 着工時期は、令和 8 年 月 日とする。

第 5 条 工事期間中において、原則、土曜日及び日曜日は工事を施工しない日とし、また、平日の午後 6 時から午前 9 時までの間は工事を施工しない時間帯とする。ただし、別に定める場合はこの限りでない。

第 7 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について組立保険契約を締結するものとする。

2 前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第10条 請負代金の請求書は東京大学医学部・医学系研究科施設担当に送付するものとする。

第 11 条 請負代金は、金， 円【請負代金の 10 分の 4】以内の額を前払するものとする。
この支払は、請求書及び前払金保証事業会社の保証証書を受理した日の翌月の 25 日までに支払うものとする。

2 前項の支払日が金融機関等の営業日でない場合には、その前日の営業日とする。

第13条 別記の工事請負契約基準第10第1項第二号中の「専任の主任技術者」を「主任技術者」に、「専任の監理技術者」を「監理技術者」に読み替えるものとする。【専任配置不要な工事の場合】

第 15 条 この契約についての一般的約定事項は別記の工事請負契約基準によるものとする。

第 16 条 この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者 東京都文京区本郷七丁目 3 番 1 号

国立大学法人東京大学

総長

藤 井 輝 夫

代理人

医学部・医学系研究科

事務長

松 本 康 男

受注者